

平成19年12月

A decorative horizontal bar consisting of a series of five-pointed stars and a diamond shape.

このメールマガジンは、普及事業に関する情報などを、登録された皆様に無料でお届けするものです。もし、まわりに登録されていない方がいましたら、ぜひ登録をお勧めください。

登録先は、<http://www.maff.go.jp/mail/index.html>をご覧ください。

☆普及・女性課からのお知らせ☆

【平成20年度普及・女性課関係予算概算決定の概要について】

平成20年度予算概算決定の概要

平成19年12月24日
経営局普及・女性課

20年 概算決定額 19年 予算額

1 多様な人材の育成・確保

団塊世代や若者等、就農希望者の円滑な参入・定着を支援します。また、農業高校生に対する就農に向けた実践的な農業者育成研修モデルの開発を支援し、将来の担い手育成に向けた下地づくり等を推進します。

1. 農業再チャレンジ支援事業 586 (641)
農業に再チャレンジした者、しようとする者の円滑かつ着実な農業参入・定着を後押しするため、法人就農に役立つ農業知識・技術レベルを客観的に評価する農業技術試験、新たな発想・アイデアに基づく新分野への進出等を支援します。
 2. 就農支援資金の貸付条件の拡充 1, 990 (1, 990)
就農に必要な資金を長期・無利子で貸し付けることにより、新規就農者の育成・確保に努めます。また、多様な人材の育成・確保を促す一環として、既に農業法人等の従業員であっても独立して就農する際には、資金を借受けることができるようにします。
 3. 地域連携農業高校実践教育推進事業 67 (0)
農業高校生に新規就農や農業者大学校・道府県農業大学校への進学に向けた動機付け及び農業技術の向上を促す、農業高校における農業者育成研修モデルの開発を支援します。
 4. 農業労働力実態分析調査事業委託費 9 (0)
今後の農業労働力を適切に見通すため、労働力の需給を左右する要因及びその寄与度について、農業のみならず社会経済全体の動向を踏まえた調査・分析を行います。

2 多様な人材の活動支援

農村における女性等の担い手への成長支援、農業法人等への障害者雇用を助長し

メルマガ44号.txt
ます。また、若者によるアジア農業青年に対する技術移転を支援します。

1. 農業・農村男女共同参画チャレンジ総合推進事業 127 (141)
農業生産や農村社会で重要な役割を果たしている女性の、農業経営・地域社会への参画促進に向けた普及啓発や資質向上等を支援します。また、女性の担い手・認定農業者の育成確保を促すため、若手女性農業者の経営参画を支援する「女性農業者のための経営参画支援相談員」を養成します。
2. 農村生活総合調査研究事業委託費 47 (41)
女性や高齢者が意欲と能力を發揮して活動を行うための手法について提示します。また、障害者を雇用する際に必要な労働環境の整備手法などを具体的に示し、農業法人等への障害者雇用を助長します。
3. 海外農業青年日本型農業技術移転・人材育成事業 54 (0)
アジアの開発途上国の農業青年を対象に、環境にも配慮した日本の農業生産技術等を移転することを通じて、地域リーダーとしての人材育成を図ります。

3 協同農業普及事業関係

担い手の育成・確保、地域農業の活性化など重要施策を推進するため、普及事業の重点化・高度化を促進します。

1. 協同農業普及事業交付金 3,597 (3,597)
高度な技術・知識をもつ普及指導員が、認定農業者や集落営農等の担い手の育成・確保、食の安全の確保、環境と調和した農業生産への取組等に対する支援を強力に推進します。
2. 普及事業関係新規・拡充予算
 - (1) 現場創造型技術（匠の技）活用・普及支援事業 80 (0)
篤農家等が持つ技術を「匠の技」として確立し、若手農業者への技術継承やその効果的な活用により地域活性化を図る取組を支援するとともに、篤農家等を「農業技術の匠」（仮称）に選定し、その技術の普及を促進します。
 - (2) 普及活動情報基盤整備事業 84 (87)
蓄積された豊富な電子情報を用いた効率的・効果的な普及指導活動を支援する普及情報ネットワークに、新技術の現地実証データ等を集積した高度なデータベースを構築します。
 - (3) 革新的農業技術習得支援事業委託費 21 (0)
普及指導員に対し独法研究機関で開発された革新的な新技術、遺伝子分析等の分析技術、有機農業等民間が開発した先導的な農業技術に関する研修を行います。

【就農支援資金制度の改正について】

平成20年度より、就農支援資金制度について以下のとおり一部改正いたしますのでお知らせいたします。

1. 改正の背景
就農促進法制定当時（平成7年2月制定）には少なかった農業法人が増加している。また、今後においても、19年度からスタートした「水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）」等により益々増加するものと見込まれる。
このような中にあって、新たに農業経営を目指す若者等の農業技術等の習得先として、農業法人等が増えつつある。
しかしながら、これらの一度農業法人等に就業した後に自立就農を目指す若者等が、いざ独立にあたって農業経営を開始するための機械・施設等資本設備を行おうとした場合、就農支援資金制度においては、既に農業法人等で農作業に従事していることから、「新たに就農しようとする青年等」とはみなさない整理をしてきたところであるが、今後、これらの者が農業法人等で培ってきた技術や経営感覚を生かし、本格的に農業経営を行おうとする場合については、就農計画の作成対象者としての位置付けを明確化することにより、将来の担い手となりうる新規就農者の確保を進めていくこととする。
2. 改正の内容
農業法人等の従業員として農業に従事している者で、次に定める一定の要件を満たす者について、就農計画の作成対象者とする。
〔就農計画作成対象者の要件〕
 - ① 農業法人等に雇用され、おおむね1年以上5年以内の者であること。
ただし、都道府県知事が地域の実情に照らし特に必要があると認めるときはこの限りではない。
 - ② 農業法人等における従事経験を生かして自ら農業経営を開始する者である

- こと。
③自己の経営について農業簿記等による適正な経営管理を実施することが見込まれる者であること。

【規制改革推進のための第2次答申について】

規制改革会議については、規制改革・民間開放推進会議（平成16年4月～平成19年1月）終了以降も規制改革をより一層推進するため、平成19年1月に、民間有識者15名から構成される規制改革会議が内閣府に設置され、各分野について検討が行われてきたところです。

このたび12月25日に規制改革推進のための第2次答申が公表されました。答申中、農林水産業分野においては、農地政策、米の生産調整、農業委員会のほか、普及事業についても取り上げられ、指摘がなされております。

普及事業に関する指摘の概要としては、今後、普及事業については農業経営者のニーズに応えるものとなるよう見直しを図るべきであるという当会議の問題意識のもと、

- ・農業者情報の適切な収集・利用・提供の実施
- ・経営指導に係る説明責任の明確化
- ・普及事業の見直し

の3点について、必要な運用改善及び今後の方向性を検討する必要性が示されたところであり、今後、答申への具体的な対応方向を検討することになります。

・規制改革会議HP

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/index.html>
・答申本文（普及事業についてはP83から）
http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2007/1225/item071225_02.pdf

【新しいパンフレット～農業者とともに歩む普及指導員～について】

平成17年6月に発行したパンフレットの「農業経営をサポートします！～普及指導員の仕事～」を全面的にリニューアルし、「農業者とともに歩む普及指導員」を作成しました。

今回は、消費者にも読んでいただけるよう、事例集を中心とした内容となっております。

下記のURLからダウンロード出来ますので、是非ご利用いただきますようお願いいたします。

<http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/fukyuuka/newsite/siryo.htm>

◇◆◇農産振興課環境保全型農業対策室からのお知らせ◇◆◇

「農地土壤が有する多様な公益的機能と土壤管理のあり方について」

生産局では、19年10月より、「今後の環境保全型農業に関する検討会」を設置し、環境保全型農業をめぐる今日的な課題を整理するとともに、それに対応した施策のあり方について幅広く検討しています。

今般、12月の検討会で農地土壤が有する多様な公益的機能（作物生産機能、炭素貯留機能、物質循環機能等）の評価と同機能を将来にわたって維持・向上していくための適切な土壤管理を推進するための今後の施策のあり方を検討しているところです。

特に、都道府県農業試験場や普及組織の協力の下、農地土壤の実態を長期にわたって継続的にモニタリングする体制の構築や、試験研究で開発された成果の迅速な普及の必要性について提言としてとりまとめ方向で検討しています。

年明け以降は、環境保全を重視した農法への転換を促進させるための施策のあり方について検討を開始し、3月に中間とりまとめを行うこととしています。

これまでの検討会の議事内容や提出資料については、以下のURLからダウンロードできますので、日頃の活動資料としてもご活用頂きますようご案内します。

今後の環境保全型農業に関する検討会

http://www.maff.go.jp/j/study/kankyo_hozon/index.html

◇◆◇農産振興課技術対策室からのお知らせ◇◆◇

「鳥獣被害防止特措法の制定について」

農山漁村地域において、野生鳥獣による農林水産業等の被害が深刻な状況にあることを踏まえ、12月14日（金）に「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（議員立法）が可決・成立し、12月21日に公布されました。

本法律の概要は、市町村が主体的に被害対策に取り組むことができるようにするため、農林水産大臣が策定する基本指針に即して、被害防止計画を作成した市町村に対し、財政上の措置など必要な措置を講じることとなっています。

また、本法律の施行は公布の日から起算して2ヶ月を経過した日となります。

今後、法律の概要等について、農林水産省ホームページ鳥獣害対策コーナー（以下のサイト参考）に掲載致しますので、参考にして下さい。

農林水産省HP鳥獣害対策コーナー：

<http://www.maff.go.jp/soshiki/seisan/cyoju/index.htm>

◊・編集後記・♪

平成20年度予算が概算決定いたしました。普及活動に関しては、EK-SYS YSTEMの充実や革新的な技術等に関する普及指導員研修の実施、また、農業者が現場で生み出した優れた技術を発掘し、利活用を進めていくための支援や優れた農業者を国が選定する制度等を盛り込んでおります。普及事業関係の皆様におかれましては、事業の積極的な活用についてよろしくお願ひいたします。

先日餅つきに参加しました。餅つきは子どもの時分以来であり、必要な道具も手順も心もとない状態でしたが、毎年実家で餅つきをやっている仲間がいたため、事なきを得て無事に餅がつきあがりました。

餅のつき方やおせち料理の作り方など正月の風習に関する知識や技術も廃れず受け継がれてほしいものです。

平成19年も残り僅かとなりました。年越しの準備にも慌ただしいことと思ひます。よいお年をお迎え下さい。来年もよろしくお願ひいたします。

⑧ 編集委員会 ⑨

このメールマガジンに関するご意見・ご要望などがございましたら、下記までご連絡願います。

・TEL：03-3501-3769

・農林水産省ご意見・お問い合わせ窓口：
https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people>ShowWebFormAction.do?FORM_NO=4

バックナンバーは、普及事業ホームページ
<http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/fukyuuka/newsite/e-bn.htm>
から閲覧できます。

配信先の変更、配信停止等につきましては、農林水産省のホームページから手続きをお願いいたします。

農林水産省ホームページ→報道・広報→メールマガジン→配信変更・配信解除
(パスワードが不明な場合はパスワード再発行)へ進んで手続きをお願いいたします。
<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

***** ご注意 *****

メールマガジンに記載したURLで、一部PDF形式のものがあります。
PDFファイルをご覧頂くためには、農林水産省ホームページにある
「Get Acrobat Reader」のボタンでAcrobat Readerをダウンロードしてください。